

2 各種控除額の確認

年末調整に当たっては、まず、扶養控除等（異動）申告書などに基づいて各種の控除額を確定しなければなりません。年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書とその申告書を提出することにより受けられる控除は次の表のとおりです。

なお、**本年の年末調整においては、定額減税を実施**することとされており、その減税に当たり必要となる年調減税額の計算に当たっては、扶養控除等（異動）申告書、配偶者控除等申告書などから同一生計配偶者の有無と年少扶養親族を含む扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の数を確認する必要があります。

また、扶養控除等（異動）申告書などの年末調整関係書類の記載に当たっての注意事項を各人に周知するための文例「**各種控除について（給与所得者用）**」や「**年末調整を受ける際の注意事項**」、「**令和6年分給与所得者の扶養控除等申告書の記載例**」などを国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載していますので、是非ご活用ください。

申 告 書	控 除	説明箇所	記載例
1 令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	定額減税、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	8~16ページ 37ページ	
2 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書（以下「基礎控除申告書」といいます。）	基礎控除、（定額減税）	16~21ページ	
3 令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書（以下「配偶者控除等（兼定額減税）申告書」といいます。）	定額減税、配偶者控除、配偶者特別控除		
4 令和6年分 所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除		
5 令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	21~28ページ	
6 令和6年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 (注1)	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除、（定額減税）	29~33ページ	

(注) 1 「平成36年分」と記載されたものを含みます。

- 2 上記1から5までの様式については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載しています（上記2から4までの様式については、これらの兼用様式となっています）。上記6の申告書については、控除を受けることとなる各年分のものを一括して税務署から所得者本人に送付しています（確定申告の際にe-Taxによる交付を希望した場合、住宅借入金等特別控除申告書兼控除証明書の電子ファイルは毎年10月以降にe-Taxメッセージボックスから確認することができます）。
- 3 給与の支払者が、受給者（給与所得者、給与の支払を受ける人）から上記1から6までの申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしている場合には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができます。
- 4 上記1及び3の申告書に同一生計配偶者や年少扶養親族を含む扶養親族（いずれも居住者に限ります。）を記載していれば、年末調整において定額減税を受けるために、「令和6年分源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」の様式を提出する必要はありません。

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理等

イ 年末調整は、先に説明したように年末調整を行う時までに扶養控除等（異動）申告書を提出している人について行うことになっていますから、年末調整の事務を始めるに当たっては、まず、各人からこの申告書が提出されているかどうかを確かめる必要があります。

□ この申告書は、原則として本年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することになっており、また、年の中途中で控除対象扶養親族の数などに異動があった場合には、その都度異動申告をすることになっています。まだ申告書を提出していない人や異動申告をしていない人についても、年末調整を行う時までに申告があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことになっていますから、これらの申告を忘れていると思われる人については、早急に申告をするよう指導してください。

特に、次のような事情があった人については、異動申告が忘れずに行われているかを確認してください。

(イ) 本年の中途で、控除対象扶養親族であった人の就職、結婚などにより控除対象扶養親族の数が減少したこと。

(ロ) 本年の中途で、本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することになったこと。

(ハ) 本年の中途で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することになったこと。

ハ 本年の年末調整においては定額減税を実施することとされており、この申告書に控除対象扶養親族や年少扶養親族（いずれも居住者に限ります。）が記載されている場合には、所得者（合計所得金額1,805万円以下の者に限ります。）の年調減税額の計算において一人につき3万円が加算されます。

(2) 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認

イ 扶養控除等（異動）申告書の内容の確認に当たっては、まず、次のことに注意してください。

(イ) 控除対象扶養親族（又は特定扶養親族、同居老親等、その他の老人扶養親族）や障害者（又は同居特別障害者、その他の特別障害者）の数、寡婦、ひとり親、勤労学生などの確認は、各人からの申告に基づいて行うことになりますが、申告された控除対象扶養親族や障害者などが控除の対象となるかどうかを確かめた上で、正しい控除を行うようにしてください。

また、年調減税額の計算に当たっては、控除対象扶養親族と年少扶養親族（いずれも居住者に限られます。）の数の確認を各人（合計所得金額1,805万円以下の人に限ります。）からの申告に基づいて行うことになります。

居住者である年少扶養親族については、扶養控除等（異動）申告書（住民税に関する事項）の記載内容を確かめて年調減税額の計算に含めることになりますが、扶養控除の対象とはなりませんので、ご注意ください。

（注）年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」（以下「配偶者控除等申告書」といいます。）を給与の支払者に提出する必要があります。したがって、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除又は配偶者特別控除については、配偶者控除等申告書の提出を受けてください。

また、同一生計配偶者（居住者に限ります。）を年調減税額の計算に含めるためには、扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、配偶者控除等（兼定額減税）申告書の提出を受けてください。

なお、同一生計配偶者に係る障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に所定の事項を記載し、給与の支払者に提出する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書には、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載することとされており、給与の支払者は給与所得者の本人確認（番号確認+身元確認）を行う必要がありますので、ご注意ください。

（注）一定の要件のもと、給与所得者本人及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載を省略できる場合があります（49ページ参照）。

（ロ）控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、その判定の要素となる①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年1月1日から12月31日までの合計所得金額により、②年齢は、本年12月31日（所得者本人やその親族が年の中途中で死亡したり、所得者本人が年の中途中で出国して非居住者となる場合には、その死亡又は出国の時）の現況により判定します。

(注) 1 年末調整を行った後、本年12月31日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、年末調整のやり直しをすることができます（48ページ参照）。

2 控除対象扶養親族などが本年の中途で死亡した場合でも、死亡日の現況により判定することになりますから、本年分については扶養控除などの控除の対象となります。

3 合計所得金額とは、純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合のその配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））、一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。

なお、合計所得金額の計算に当たっては、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」内の「詳しい説明（パンフレット）」の「年末調整」に掲載している「所得の種類・収入・必要経費の範囲等」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/pdf/25.pdf>)をご覧ください。



(所得の種類・収入・
必要経費の範囲等)

(ハ) これらの控除対象扶養親族などに該当するかどうかを判定するときの要件である合計所得金額には、次のような所得は含まれません。

① 次のような所得で所得税が課されないもの

- ① 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
- ② 遺族の受けける恩給や年金（死亡した人の勤務に基づいて支給されるものに限ります。）
- ③ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など
- ④ 生活用動産の売却による譲渡所得
- ⑤ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等

② 利子所得又は配当所得のうち、

- ① 源泉分離課税とされるもの
- ② 確定申告をしないことを選択した一定の利子等又は配当等

③ 源泉分離課税とされる定期積金の給付補填金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等及び一定の割引債の償還差益

④ 源泉微収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

□ 扶養親族等の内容とその確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

● 扶養親族

所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額（10ページ参照）が48万円以下の人をいいます。

(注) 1 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が48万円以下になります。

2 公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（年齢65歳未満の人は108万円以下）であれば、合計所得金額が48万円以下になります。

3 扶養親族が家内労働者等に該当する場合は、家内労働者等の事業所得等の所得金額の計算の特例が認められています。したがって、例えば、扶養親族の所得が内職等による所得だけの場合は、本年中の内職等による収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が48万円以下になります。

※ 上記(注)の1から3までについては、下記の「同一生計配偶者」の場合も同様です。この場合、3の「扶養親族」は「配偶者」と読み替えてください。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

- 2 ここでいう「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。
- 3 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、所得者と生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

○ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成21年1月1日以前に生まれた人）
- (2) 非居住者のうち、
 - ① 年齢16歳以上30歳未満の人（平成7年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人）
 - ② 年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）
 - ③ 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和30年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人）のうち、次のいずれかに該当する人
 - イ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ロ 障害者
 - ハ 所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

(注) 「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。また、「居住者」とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

〔注意事項〕

年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、控除対象扶養親族に該当しません。生年月日により控除対象扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除誤りのないように注意してください。

○ 年少扶養親族

扶養親族のうち、**年齢16歳未満の人（平成21年1月2日以後に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

居住者である年少扶養親族は、所得者の年調減税額の計算の対象となりますが、扶養控除の対象となりません。

所得者の年調減税額の計算の対象となる扶養親族とは

所得者の年調減税額の計算に含めることができる扶養親族は、控除対象扶養親族及び年少扶養親族です（いずれも居住者に限ります。）。

扶養控除等（異動）申告書に控除対象扶養親族や年少扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の記載がある場合は、所得者の年調減税額の計算において一人につき3万円が加算されます。

〔注意事項〕

- 1 居住者である控除対象扶養親族は、所得者の年調減税額の計算及び扶養控除の対象となります。一方で、居住者である年少扶養親族は、所得者の年調減税額の計算の対象となりますが、扶養控除の対象となりません。
- 2 所得者の合計所得金額が1,805万円を超えるときは、控除対象扶養親族や年少扶養親族を有していたとしても、控除対象扶養親族や年少扶養親族に係る定額減税を受けることができません。

● 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢19歳以上23歳未満の人（平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により特定扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、**年齢70歳以上の人（昭和30年1月1日以前に生まれた人）**をいいます。

〔注意事項〕

申告された控除対象扶養親族については、生年月日により老人扶養親族に該当するかどうかを確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 同居老親等

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者（以下「所得者等」といいます。）の直系尊属（父
母や祖父母などをいいます。）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 申告された老人扶養親族については、同居を常況としているかどうか等を所得者本人に確認し、同居老親等に該当する場合には、控除漏れのないように注意してください。
- 2 所得者等の直系尊属である老人扶養親族（以下「老親等」といいます。）が同居老親等に該当するかどうかは、年末調整を行う日の現況により判定しますが、例えば、次のような場合にはそれぞれ次のとおりとなります。
 - (1) 所得者等と同居を常況としている老親等が、病気などの治療のため入院していることにより、所得者等と別居している場合……同居老親等に該当します。
※ 老親等が老人ホームなどへ入所している場合には、その老人ホームが居所となりますので、所得者等と同居しているとはいえません。
 - (2) その老親等が所得者等の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している場合……その人が所得者等と食事を一緒にするなど日常生活を共にしているときは同居老親等に該当します。
 - (3) 所得者が転勤したことに伴いその住所を変更したため、その老親等が所得者等と別居している場合……同居老親等に該当しません。

● 同一生計配偶者

所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、**合計所得金額（10ページ参照）**が**48万円以下の人**をいいます。

〔注意事項〕

- 1 ここでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 ここでいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。

● 障害者（特別障害者）

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (2) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人——このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
※ 重度の判定について、いわゆる「療育手帳」には、一般的に障害の程度が重度の場合は「A」（「マルA」、「A2」など）、その他の場合には「B」などと表示されています。
なお、療育手帳の区分（障害の程度）について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの各自治体へお尋ねください。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人——このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- (4) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人——このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。
- (5) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人——このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人には、特別障害者になります。
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人——これに該当する人は、全て特別障害者になります。
- (8) 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和35年1月1日以前に生まれた人）で、その障害の程度が上記の(1)、(2)又は(4)に該当する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人——このうち、上記の(1)、(2)又は(4)に掲げた特別障害者と同程度の障害のある人として市町村長等の認定を受けている人は、特別障害者になります。

〔注意事項〕

現に身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていない人であっても、これらの手帳の交付を申請中の人やこの申請をするために必要な医師の診断書の交付を受けている人で、年末調整の時点において明らかにこれらの手帳の交付が受けられる程度の障害があると認められる人は、障害者（又は特別障害者）に該当するものとして取り扱われます。

● 同居特別障害者

同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

〔注意事項〕

- 1 このでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。
- 2 申告された特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族については、同居特別障害者に該当するかどうかを所得者本人に確認し、控除漏れのないように注意してください。

● 寡 婦

所得者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人をいいます（ひとり親に該当する人を除きます。）。

- (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人
イ 扶養親族を有すること。

口 合計所得金額（10ページ参照）が500万円以下であること。

ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

イ 合計所得金額（10ページ参照）が500万円以下であること。

ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,777,778円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

〔注意事項〕

ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人にいいます。

1 その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

2 その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

● ひとり親

所得者本人が現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

(1) その人と生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限ります。）を有すること。

(2) 合計所得金額（10ページ参照）が500万円以下であること。

(3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

〔注意事項〕

1 ここでいう「生計を一にする」については、10ページの「扶養親族」の場合と同様です。

2 ここでいう「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人にいいます。

(1) その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人

(2) その人が住民票に世帯主と記載されている人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

● 勤労学生

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

(1) 次に掲げる学校等の児童、生徒、学生又は訓練生であること。

① 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、日本赤十字社、商工会議所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、社会福祉法人、宗教法人、一般社団法人、

- 一般財団法人、医療事業を行う農業協同組合連合会、医療法人、文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校又は各種学校（以下「専修学校等」といいます。）を設置する者の設置した専修学校等で、職業に必要な技術の教授をするなど一定の要件に該当する課程を履修させるもの
- ③ 認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
 - (2) **合計所得金額（10ページ参照）が75万円以下**であること。
- （注）給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が130万円以下であれば、合計所得金額が75万円以下になります。
- (3) 合計所得金額のうち**給与所得等以外の所得金額が10万円以下**であること。
- （注）「給与所得等」とは、自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。

〔注意事項〕

上記(1)の②又は③の生徒又は訓練生である人が勤労学生控除を受けるためには、次の証明書を扶養控除等（異動）申告書に添付して提出又は提示する必要があります。専修学校等の生徒又は職業訓練法人の訓練生が勤労学生に該当するかどうかは、これらの証明書の有無により判定します。

- ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置する専修学校等又は職業訓練法人であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者から交付を受けた文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写し
- ② その人が①の課程を履修する生徒又は訓練生であることを証明する専修学校等の長又は職業訓練法人の代表者の証明書

● 国外居住親族

非居住者である親族をいいます。

〔注意事項〕

国外居住親族に係る扶養控除又は障害者控除の適用を受けるためには、次の証明書を扶養控除等（異動）申告書に、添付して提出又は提示する必要があります。

- ① 親族関係書類（その国外居住親族が「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」）
- ② 送金関係書類（その国外居住親族が「所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」に該当するものとして扶養控除の適用を受ける場合は、「38万円送金書類」）

（注）1 親族関係書類及び留学ビザ等書類は、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に添付又は提示する必要があります。

また、送金関係書類及び38万円送金書類は、年末調整の際に添付又は提示する必要があります。

2 年末調整の際に、国外居住親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、既に給与の支払者に提出した扶養控除等（異動）申告書の「生計を一にする事実」欄にその年に国外居住親族に対して送金等をした金額を追記する必要があります。または、「生計を一にする事実」欄を記載した扶養控除等（異動）申告書を別途作成して提出しても差し支えありません。

3 親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類は、次に掲げる書類になります。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、訳文も提出又は提示する必要があります。イ 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族がその所得者の親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

ロ 「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した国外居住親族に係る外国における査証（ビザ）に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その国外居住親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

ハ 「送金関係書類」とは、次の書類で、所得者が本年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

③ 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、その電子決済手段等取引業者がその所得者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によってその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

ニ 「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、所得者から国外居住親族各人への本年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

(※) 「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」及び「38万円送金書類」の詳細については、国税庁ホームページに掲載している「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等 Q & A (源泉所得税関係)」をご確認ください。

(3) 扶養控除等(異動)申告書と源泉徴収簿との照合

扶養控除等(異動)申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の内容が各人の源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

また、各人（合計所得金額1,805万円以下の人々に限ります。）の年調減税額の計算においては、年少扶養親族を含む扶養親族（居住者に限ります。）一人につき3万円が加算されますので、扶養控除等(異動)申告書の内容から確認した控除対象扶養親族と年少扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を、「令和6年分年末調整計算表」（以下「年調計算表」といいます。）の「扶養親族定額減税対象」欄に記入してください。

(注) 源泉徴収簿及び年調計算表は、源泉徴収事務の便宜を考慮して、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しているものですが、以下の説明は、便宜上この源泉徴収簿及び年調計算表の様式を用いて行うことになります。

なお、源泉徴収簿及び年調計算表の記載例については、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載している「源泉徴収簿及び年調計算表を使用した年末調整の手順」をご確認ください。

2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等(兼定額減税)申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認

(1) 基礎控除申告書、配偶者控除等(兼定額減税)申告書及び所得金額調整控除申告書の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除、同一生計配偶者に係る定額減税及び所得金額調整控除^(注1)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等(兼定額減税)申告書及び所得金額調整控除申告書（以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください。

(注) 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

2 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等(異動)申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

また、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の詳細については、15ページの「国外居住親族」をご確認ください。

3 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等(兼定額減税)申告書、所得金額調整控除申告書については、これらの兼用様式となっています。